

お知らせ

中小口、余野地区の一部

(大字小口字城屋敷の一部、宮之前の一部、山中の一部、
下万願寺の一部、向江、上五明)

(大字余野字宮前の一部)

の字区域及び名称地番変更について

地名（字名）、地番が変わるため
住所の表し方も変わります

字区域及び名称の変更を伴う理由

大口町は、昭和44年から土地改良事業による区画整理や地籍の明確化を図り、新しい地図、地籍簿を整備するための国土調査事業を実施してきました。昔ながらの区域割では数多くの字が入り組んでおり、道路・水路の新設や改良が行われ、区域の境界が明確でない状況になっています。

字区域及び名称地番の変更は、こうした状況を改めるため国土調査事業の認証に併せて実施するものです。

実施期日及び実施地域について

◎ 中小口、余野地区の一部地域の新しい町区域及び町名地番への切替えについては、関係法令に基づく所定の手続きを経て、国土調査事業の認証と併せて実施します。

◎ **実施期日** 平成25年6月17日（月）

◎ **実施地域** 略図のとおり

◎ 新しい住所、本籍については**実施期日以後**に役場から文書で通知します。

◎ 土地の地番も変更されますので、皆さんの住所・本籍・不動産等の表示は、**実施期日以後**新しい町名・地番による表示を用いてください。

◎ 一部の関係機関（郵便局等）には、役場から皆さんの新しい住所を連絡します。



字区域及び名称地番の変更のしかた

字名方式から町名方式に変わります

◎ 今までの地域割は、大字割と字割の二つの地域割となっています。

大きい区域割 大字
小さい区域割 字（〈大字〉に対し〈小字〉とも言います。）

◎ 今後「字区域及び名称地番変更」を実施した場合は次のように変わります。

「大字〇〇字〇〇〇」というような「字名」で呼ばれていたものが、「〇〇〇〇丁目」という「町名」の呼び方になります。

※ 地方自治法第260条の規定では、市町村において町または字の名称を用いることとされています。
そこで、変更する区域については「字」を「町」に変えることとなります。今まで大字割と字割の二つの地域割で行っていたものが、町割に変わるということです。

新しい地名（町名）・地番の表し方

今までの土地の表示	新しい土地の表示	新しい住所の表示
大口町大字小口字城屋敷 〇〇番 (町名) (地番)	大口町城屋敷一丁目 □□番 (町名) (地番)	大口町城屋敷一丁目 □□番地 (町名) (地番)
大口町大字余野字宮前 〇〇番 (町名) (地番)	大口町城屋敷一丁目 □□番 (町名) (地番)	大口町城屋敷一丁目 □□番地 (町名) (地番)

※住所の表示では地番表示は「番地」を用います。

注 意

- ◎ 上に示したように、城屋敷1丁目ではなく、城屋敷一丁目（固有名詞）とお書き下さい。
- ◎ 「字」が「町」に変わりますが、「大口町〇〇町」というように、名称に「町」の文字はつけません。「城屋敷一丁目」という「町」を設けることとなります。

町区域の合理化

- ・ 町の境界は、道路、河川、水路または恒久的な施設をもって区画し、町区域の大きさも概ね均一化するよう考慮されています。
- ・ 町名については、従来の名称に準拠して歴史上由緒あるもの、親しみの深いものなどを選択し、かつ簡明を旨とし地区住民の意向を十分尊重して定められています。
- ・ 町区域を新しく設けることによって地域が分かりやすくなり、郵便の配達や官公署、会社等との連絡・集配等の的確化、効率化に役立ちます。

実施後の手続きについて

皆さんがご自分で住所変更の手続きをしていただくもの

事項	該当者	申請・提出先	手続きの期限	提出書類等
土地、建物の所有者の表示（住所）変更登記	字区域及び名称地番変更の実施区域内に住んでいる方	土地、建物等の所在地を管轄する法務局	期限は無いので必要ときに申請してください。	申請書及び証明書を提出していただきます事になりますが、詳細については、不動産を管理する法務局にお尋ねください。
会社などの法人の本店（主たる事務所）、支店（従たる事務所）及び代表者等の住所変更登記	字区域及び名称地番変更が実施された結果、それらに変更が生じた法人の代表者	本店（主たる事務所）及び支店（従たる事務所）の所在地を所管する法務局	本店 2週間以内 支店 3週間以内	登記申請書及び証明書を提出ください。名古屋法務局春日井支局では取扱っておりませんのでご注意ください。
自動車運転免許証	自動車運転免許証をお持ちの方	江南警察署又は愛知県内の警察署	速やかに変更の手続きをしてください。	新住所を確認できるものを提示してください。また、本籍にも変更がある方は、本籍の変更が分かるものも提示してください。
風俗営業許可証、古物商許可証	風俗営業許可証等をお持ちの方	江南警察署生活安全課	速やかに変更の手続きをしてください。	証明書を添付してください。
年金受給権者住所変更届	年金受給権者（国民年金・厚生年金）他の年金受給権者の方は、それぞれの機関にお尋ねください。	一宮年金事務所	速やかに変更の手続きをしてください。	役場戸籍保険課に用意してあります。

※ 上に記載したものは一部です。この他にも法令により住所変更の届出を要するものは、それぞれ所定の手続きを行ってください。

◎ 証明書（無料）

新しい住所に変更された証明書は、実施日以後、個人については役場戸籍保険課で、法人については役場行政課で発行します。ただし、住所変更の手続きに住民票（有料）が必要となる場合があります。

◎ 登記・登録料は無料

字区域及び名称地番変更による住所変更のための登記の登録免許税は、役場が発行する住民票、証明書等があれば免除されます。

◎ 郵便番号について

今回の字区域及び名称地番変更地域の郵便番号は次のとおりです。

◆城屋敷一丁目 〒480-0143



役場で変更するもの

公簿・証明書	変更箇所	担当課	説明
・ 住民基本台帳 ・ 印鑑登録原票	住所欄	戸籍保険課	担当課において新しい住所及び本籍に書き換えます。
・ 戸籍簿	本籍欄		
・ 国民健康保険証 ・ 後期高齢者医療保険証	住所欄	戸籍保険課	一斉更新の際に新住所の保険証を郵送します。更新までに新住所表記のものを希望される方は、本人であることが確認できるもの（免許証等）と印鑑をお持ちのうえ、窓口にお越しください。
・ 福祉医療受給者証 （障がい・精神障がい・子ども・母子家庭・後期高齢者福祉医療等）	住所欄		
・ 介護保険証	住所欄	健康生きがい課 （健康文化センター内）	該当する方には、6月末に新住所の受給者証・保険証を郵送する予定です。障がい・母子家庭医療該当の方は、一斉更新の際に新住所の受給者証を郵送します。更新までに新住所表記のものを希望される方は、本人であることが確認できるもの（免許証等）と印鑑をお持ちのうえ、窓口にお越しください。
・ 自立支援医療（精神通院・更生医療）受給者証 ・ 障がい者手帳 （身体・療育・精神） ・ 戦傷病者手帳 ・ 証書（特別児童扶養手当）	住所欄	福祉子ども課 （健康文化センター内）	該当する方は、新しい町名・地番に変更しますので、手帳（証書）と印鑑をお持ちになり変更の手続きをしてください。
・ 証書（児童扶養手当）	住所欄		
・ 字区域及び名称地番変更の実施区域内の土地登記簿及び建物登記簿	表題部の所在・地番欄・家屋番号欄	都市整備課	名称・地番が変わったとき、法務局において新しい町名・地番・家屋番号に書き換えます。

土地・建物登記簿の表題部の所在・地番・家屋番号欄は、それぞれの土地、建物のある場所を表すものです。

通信用無料はがきについて

通信用無料はがきについては、5月18日(土)の説明会当日か、5月20日(月)以降の平日(8:30~17:15)に行政課窓口で各世帯・事務所に50枚ずつお渡ししますので、知人・取引先などへのご連絡にご利用ください。

なお、はがきの発送方法は、はがきと一緒にお渡しする封筒裏面に記載してあります。不明な点は、扶桑郵便局郵便部（☎93-4582）にお問い合わせください。

以上のことについて、皆様方のご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

お問い合わせは

- 大口町役場 ☎95-1111
- 福祉子ども課（健康文化センター内） ☎94-1222
- 健康生きがい課（健康文化センター内） ☎94-0051
- 扶桑郵便局 郵便部 ☎93-4582
- 江南警察署 ☎56-0110
- 一宮年金事務所 ☎0586-45-1417
- 名古屋法務局春日井支局 ☎0568-81-3210（不動産登記について）
- 名古屋法務局法人登記部門 ☎052-952-8111（代表）（商業・法人登記について）

